

改正

平成17年3月17日告示第37号

小矢部市身体障害者自動車操作訓練事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身体障害者」という。）に対し、自動車の運転に関する訓練を実施することにより、身体障害者の自立と社会参加を促進することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、小矢部市に居住する身体障害者のうち自動車の運転免許を受けようとする者で、自動車の運転に必要な適性訓練に合格した者とする。

(訓練の内容)

第3条 自動車の運転に関する訓練（以下「訓練」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 自動車の運転技能の実習
- (2) 自動車の構造の教習
- (3) 道路交通に関する法令の教習
- (4) 安全運転の知識の教習

(訓練の実施場所)

第4条 訓練は、本市と訓練事業についてあらかじめ委託契約を締結した自動車学校（自動車の運転免許を受けようとする者に対し、自動車の運転に関する技能及び知識について教習を行う施設をいう。以下同じ。）において実施する。

(訓練の申請)

第5条 この訓練の実施を希望する者（以下「希望者」という。）は、身体障害者自動車操作訓練申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、訓練の実施を適当と認めた希望者について、自動車学校の長に入校依頼書（様式第2号）を提出するものとする。
- 3 前項の規定により入校依頼書の提出を受けた自動車学校の長は、その適否を決定し、入校承認、不承認書（様式第3号）を市長に送付するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により入校承認、不承認書を受理したときは、入校が承認された場合に

っては身体障害者自動車操作訓練受講承認通知書（様式第4号）により、入校が承認されなかった場合にあつては身体障害者自動車操作訓練受講不承認通知書（様式第5号）により、当該希望者に通知するものとする。

（費用の負担）

第6条 入校を承認された者は、訓練に要する費用のうち、次の各号に掲げるものの合計額に別表に定める負担割合を乗じて得た額を負担するものとする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（1） 入学金

（2） 学科教習料

（3） 技能教習料

（4） 技能補習料（補習については、15時限を限度とする。ただし、1時限は50分とする。）

2 市長は、訓練に要する経費のうち、前項各号に掲げるものの合計額から前項に定める入校を承認された者が負担する額を差し引いた額を負担するものとする。ただし、その額が30万円を超えるときは、30万円とする。

（費用の請求）

第7条 自動車学校の長は、訓練が終了したときは、身体障害者自動車操作訓練事業報告書（様式第6号）及び身体障害者自動車操作訓練委託料請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（細則）

第8条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成17年3月17日告示第37号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第6条関係）

希望者の世帯の階層区分		負担割合	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び所得税非課税世帯	0	
B	所得税課税世帯の所得税	24,000円以下	4分の1
C	額の合計	24,001円以上45,000円以下	2分の1
D		45,001円以上120,000円以下	4分の3
E		120,001円以上	1

備考

- 1 世帯とは、当該身体障害者と生計を一にする者の集まりをいう。
- 2 所得税課税世帯とは、世帯に属する世帯員のうち、前年度の所得税を納付すべき者がいる世帯をいう。

様式第1号（第5条関係）

身体障害者自動車操作訓練申請書

年 月 日

(あて先) 小矢部市長

申請者 氏 名 印
生年月日 年 月 日生

身体障害者自動車操作訓練(普通自動車・特殊自動車)を受けたいので申請します。

住 所			
身体障害者手帳番号			
障 害 名		等 級	
職 業			
申 請 の 理 由			
入 校 希 望 日			
訓練開始の希望年月日			

備考 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

調 査 書					
申請者氏名		生年月日			
住所	小矢部市				
身体障害者 手帳番号	第 号	障害の状況 (等級)	(種 級)		
世帯員 の 状 況	氏名	続柄	職業	前年度分の所得税	備考
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
所得税額合計		円	負担割合 (区分)		
意 見					
年 月 日 適性検査合格					
上記のとおり確認しました。					
年 月 日					
調査員				印	

様式第2号 (第5条関係)

入 校 依 頼 書

第 号
年 月 日

様

小矢部市長 印

身体障害者自動車操作訓練を受けるため、下記の者を貴校に入学させたいので、依頼します。

記

- 1 氏 名
- 2 生年月日 年 月 日 (歳)
- 3 住 所 小矢部市
- 4 障害の状況 (障害等級) 種 級
- 5 訓練費用の本人分負担割合
- 6 備 考

様式第3号 (第5条関係)

入校承認、不承認書

年 月 日

(あて先) 小矢部市長

自動車学校長
(設置者名)

〔 年 月 日付け 第 号で依頼のあった下記の者の入校については、
承認します。
下記の理由により承認できません。 〕

記

氏 名

生年月日 年 月 日 (歳)

住 所 小矢部市

入校年月日

(不承認とする理由)

備 考

様式第4号 (第5条関係)

身体障害者自動車操作訓練受講承認通知書

第 号
年 月 日

様

小矢部市長

印

年 月 日付けで申請のあった身体障害者自動車操作訓練（普通自動車・特殊自動車）について、次のとおり受講を承認しましたので通知します。

記

自動車学校名

入校承認年月日 年 月 日

訓練可能年月日 年 月 日

負担割合 訓練費の

様式第5号（第5条関係）

身体障害者自動車操作訓練受講不承認通知書

第 号
年 月 日

様

小矢部市長

印

年 月 日付けで申請のあった身体障害者自動車操作訓練（普通自動車・特殊自動車）について、次のとおり受講を不承認としましたので通知します。

記

不承認の理由

様式第6号（第7条関係）

身体障害者自動車操作訓練事業報告書

(あて先) 小矢部市長

自動車学校長

(設置者名)

年 月 日付け 第 号で依頼のあった標記事業について、次の
とおりその状況を報告します。

記

氏 名

生 年 月 日

住 所

訓 練 期 間

運転免許取得状況

備 考

様式第7号 (第7条関係)

身体障害者自動車操作訓練委託料請求書

(あて先) 小矢部市長

自動車学校長
(設置者名)

年 月 日付け 第 号で依頼のあった標記事業に係る委託料について、関係書類を添えて次のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 請求内訳書 別紙のとおり

3 その他参考資料

4 振込先口座

金融機関 _____

口座番号 普通・当座 _____

口座名義 _____

身体障害者自動車操作訓練委託料請求内訳書

区 分		氏 名			
入学金		①	円	円	
学 科	時限				
	単価		円	円	
	金額	②	円	円	
技 能	正 規	時限			
		単価		円	
		金額	③	円	円
	補 習	時限			
		単価		円	円
		金額	④	円	円
	小計 (③+④)		⑤	円	円
計 (①+②+⑤)		⑥	円	円	
※特殊自動車の場合 (⑥×7/10)		⑦	円	円	
消費税及び地方消費税 (5/100)		⑧	円	円	
合計 (⑥+⑧) 又は (⑦+⑧)		⑨	円	円	
市負担割合		⑩			
請求額 (⑨×⑩)			円	円	